

平成 27 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 5 回）議事録

1 日 時 平成 27 年 8 月 27 日（木）18：30～21：07

2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール

3 出 席 阿部委員，大坂委員，赤間（宏）委員，市川委員，桔梗委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，鈴木（清）委員，高羽委員，中村（祥）委員，目黒委員，諸橋委員，柴田委員，杉山委員，高橋（秀）委員，高山委員，千葉委員，橋浦委員，畑中委員，早坂委員

※欠席：岩館委員，川村委員，久保野委員，黒瀧委員，鈴木（直）委員，中嶋委員，中村（晴）委員，赤間（俊）委員，高橋（望）委員，橋本委員

[事務局]村上健康福祉部長，高橋障害企画課長，小野障害者支援課長，金子障害者総合支援センター所長，大橋北部発達相談支援センター相談係長（所長代理），中村南部発達相談支援センター所長，伊藤青葉区障害高齢課長，山田青葉区宮城総合支所保健福祉課長，佐藤若林区障害高齢課長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，都丸主幹兼地域生活支援係長，早坂主幹兼障害保健係長，須田施設支援係長，三條指導係長，五十嵐主査，遠藤主査，富山主事，林主事，佐藤主事，玉川主事，近藤主事

ほか傍聴者 24 名

4 内 容

（1）開 会

（2）会長挨拶

会 長 皆さん，こんばんは。

よろしく願いいたします。

平成 27 年度の協議会も第 5 回になり，今日は私たちの議論を多くの市民の方々に知っていただくためのパブリックコメントに出す資料づくりの第 1 弾です。今日は素案が出ていますので，これについて検討し，そして今度は案について 9 月 15 日に検討するという段取りで，より多くの市民の方々のご意見をいただく，そのためにもなるべく早く市民の方々の目に触れるように，目に届くようにする大事な取り組みでございます。

そうは申しながらも，今日もたくさんの資料があり，それらを踏まえて皆さんとともに議論し，また今日早坂委員からご要望がございましたとおり，所属と名前を言うこと，終わったら以上と言うこと，それから内容の結論を先に言うこと，そして簡潔にその説明を行うということについて，私自身も議長としても心がけながらやっていきます。皆さん，よろしく願いいたします。大事な会です。

以上でご挨拶とさせていただきます。

（3）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より桔梗委員の指名があり、承諾を得た。

（4）議 事

障害を理由とする差別の解消を推進するための条例制定関係について

（1）差別事例検討部会における検討状況等について

（2）前回協議会の意見等に関する振り返りについて

（3）第 11 回，第 12 回ココロン・カフェ

（4）障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方について（中間報告）

（5）今後の進め方について

（6）その他

（1）差別事例検討部会における検討状況等について

会 長 次、本日の議事につきまして、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 4 条第 1 項に基づき公開といたします。

それでは、お手元の次第 4，議事でございます。

本日の議論の進め方についてですが、議事がその他を含め 6 つあります。今回は、先ほどのご挨拶のときにもお話しさせていただきましたように、特に（4）の障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方について（中間報告）について議論を深めたいと考えております。

最初に、（1）の差別事例検討部会における検討状況などについてから（5）の今後の進め方までを、差別事例検討部会及び事務局から続けて説明していただきます。

説明はおよそ 19 時 35 分までを見込んでいます。その後 10 分間の休憩を挟み、19 時 45 分ごろから 20 時 40 分までを（4）の障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方について（中間報告）について議論していきたいと思っております。

本日ご出席の委員の皆様におかれましては、ぜひ円滑な議論の進行にご協力いただきたいと思っております。

それでは、（1）差別事例検討部会における検討状況等についてから、（5）今後の進め方についてまで、差別事例検討部会及び事務局より続けて説明願います。

以上です。

副 会 長 それでは、差別事例検討部会における検討状況について大坂がご説明いたします。資料 2 及び参考資料 2 をご参照ください。

差別事例検討部会は、資料 2 のとおりこれまで 7 回開催してまいりました。第 1 回から第 3 回検討部会においては、収集した差別事例を確認しながら、差別の定義や差

別などが生じる要因改善方法について話し合いを行いました。

事例検討を通して実感したところとしては、その事例が差別に該当するかどうかについて判断するためには、一方からの限られた情報だけで判断することは非常に困難であり、双方から丁寧に話を聞く必要があるということ、合理的配慮についても、障害者の方お一人お一人の障害特性や配慮を求められる事業者の状況など、それぞれの状況を踏まえながら考える必要があるということから、一律に決めることは難しく、一つ一つの事例を積み重ねていくことが必要であるということを感じました。

また、差別に至る要因として、障害や障害者に対する理解の不足による場合も多く、差別の解消を進める取り組みとしては、禁止されるべき障害を理由とする差別とは何か周知するとともに、障害理解を促進するための取り組みをあわせて行っていくことが重要であるというように話し合いました。

第 4 回の検討部会からは、市民や事業者などに対して禁止されるべき不当な差別的取り扱いの事例や取り組みの参考となる合理的配慮の事例に関して、わかりやすく周知するための事例集に関する検討を行ってまいりました。事例集の作成に当たっては、障害者差別解消法の概要や、禁止されるべき差別とは何かについて具体的な事例などを通してわかりやすく周知する、取り組みの参考となる合理的配慮の事例に関してもわかりやすく周知する、障害理解を促進するため、障害特性などに関する説明などを盛り込み周知するという 3 点に主眼を置き、検討してまいりました。気軽に手に取ってもらえるよう、文章による説明だけでなく、漫画なども盛り込むこととし、できるだけわかりやすいものを心がけました。

8 月 19 日の第 7 回検討部会までの検討内容を反映させた事例集の案がお手元にあります参考資料 2 であります。事例集の内容については、若干の微修正などを行ったのちに、私が最終確認を行い、10 月中旬に発行予定とさせていただきます。

差別事例検討部会における検討状況の報告については以上です。

(2) 前回協議会の意見等に関する振り返りについて

会 長 続きまして、事務局お願いします。

事務局 では、続きまして障害企画課の高橋でございます。

(高橋課長) 私からは、(2) から (5) までのところを続けてご説明いたします。

資料番号と議事が若干互い違いになっていて申しわけないのですが、まずは資料 3 をご覧いただきたいと思います。

前回の協議会では、差別に該当する行為が禁止される相手方、市民、事業者、市の役割、複合的に差別を受けやすい女性と児童についての視点、不当な差別的取り扱いの表記の仕方、条例の名称、障害の表記についてご議論をいただきました。いただいたご意見につきましては、資料 3 にまとめております。具体的な内容につきましては、中間報告案の中でも説明をしていきたいというように思います。

(3) 第 11 回、第 12 回ココロン・カフェ

事務局
(高橋課長)

次に資料 1 をご覧いただきたいと思います。

第 11 回、第 12 回のココロン・カフェでございます。

前回の協議会の後、8 月 7 日と 9 日にココロン・カフェを実施しまして、条例の名称についてご意見をいただきました。8 月 7 日は宮城野区役所、9 日は市役所 8 階ホールで実施をし、白江委員、杉山委員、千葉委員、阿部会長、柴田委員にご参加いただきました。

グループワークの前半では、協議会で出されたご意見をもとに、差別禁止ということストレートに打ち出した「障害者差別禁止条例」、目指すべき社会像を示した「ともに暮らしやすい社会づくり条例」、2 つを合体した「差別をなくし共生社会を実現する条例」の 3 つについて、それぞれ印象をお伺いいたしました。

後半では、自分たちでつけるのであればどういう名前が良いかということについて考えていただきました。

(3) 以降に、3 つの条例名に対する印象、それから 2 ページ目には各グループで考えた条例を載せております。

色々なご意見をいただいと、2 ページの一番下のほうの丸のところですが、キーワードについてのご意見としては差別がいけないということを伝えるには禁止というように入れたほうが良いのではないかとのご意見や、一方で禁止という言葉は強過ぎるといったご意見、障害や差別という言葉が入ると障害のある人は特別に守られている存在だと思われてしまうのではないかとのご意見、あえて差別という言葉を入れて仙台から変えていきたいといったご意見、障害のある人の権利だけを守る特別な条例ではなくて、みんなのための条例ということで、「障害のある人もない人も」とか、「ともに」とか、「みんなで」といった言葉が重要ではないかといったご意見、いろいろな差別は社会の理解の問題が大きいので「社会的障壁をなくす」とか「共生社会の実現」という言葉を入れると良いのではないかとのご意見をいただきました。また、ココロン条例というのを幾つかの方からいただいています。

それから、名前の考え方についての意見でございますが、条例の目的や趣旨がはっきりわかる名前が良いといったご意見や、いろいろ名前に詰め込んで長い名前になってしまっても熱い思いが伝わる名前になれば良いのではないかとのご意見、条例についてこれまで議論してきたプロセスや思いを名前に盛り込んで、その意図を発信することが大切といったご意見、差別禁止と圧力をかけるよりも、障害を知ってもらう土壌をつくるのが大切なのではないかといったご意見をいただいたところでございます。

4 ページのアンケートにつきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

一番最後の 7 ページでございますが、ひとにやさしいまちづくり推進協議会の研修の一環として、阿部会長、それから杉山委員のご協力を得て実施をしました「ひとやさ版！ココロン・カフェ」の実施状況をまとめておりますので、これも後ほどご覧いただければというように思います。

(4) 障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方について（中間報告）

事務局
(高橋課長)

次に、資料 4 の中間報告案についてご説明をしてみたいと思います。

この中間報告は、これまで施策推進協議会において検証を進めてまいりました条例のあり方につきまして、検討の経過と内容をまとめたものでございます。

表紙をめくっていただき、目次をご覧くださいと思いますが、第 1 章が検討の経過、第 2 章がこれまでの議論の内容やいただいたご意見をまとめたもの、第 3 章は第 2 章の考え方を受けまして条例の骨子をまとめたものでございます。

なお、本日机上配布しておりますが、杉山委員からご意見を頂戴していますので、それも踏まえながら説明をしていきたいと思っております。

第 1 章から順にご説明をいたしますので、1 ページをご覧くださいと思います。

1 は諮問と基本的な考え方ですが、平成 26 年 6 月 25 日に奥山市長から諮問を受けて条例のあり方を検討するに至りまして、箱の中に書いてあります①②の 2 つの考え方を基本的なものとして進めてきました。

2 ページに移っていただいて、箱のところですが、施策推進協議会での検討に加えまして、障害当事者・家族の参画による検討、市民参画による検討、それから事業者等からの意見聴取の 4 つの方向性から検討を行ってまいりました。

2-1 のところ、施策推進協議会における検討につきましては、8 名の障害当事者の方、そして民生委員、児童委員や宮城県経営者協会など 4 名の臨時委員を加えて検討してまいりました。

協議会は、3 ページと 4 ページになりますが、これまで 9 回開催してきているところでございます。

それから、5 ページに移りまして、先ほど大坂副会長からご報告がございましたが、協議会の中に差別事例検討部会を設置いたしまして、募集した事例の分析と差別の事例集の検討を行ってきたということです。

そのほか、6 ページに移りまして、協議会において学習会、先進地視察を実施しているということでございます。

次に、2-2 の障害当事者・家族の参画による検討でございますが、障害者団体との意見交換会を昨年の 7 月から 8 月にかけてと、今年の 5 月から 7 月にかけて実施いたしまして、延べ 21 団体、242 名の方にご参加をいただきました。これには毎回施策推進協議会の委員の皆さんにも参加をしていただきました。

それから、差別事例・配慮があつて助かった事例の募集を行いました。8 ページにありますとおり、社会生活に係る様々な分野の事例や意見が集まりました。

次に、2-3、市民の参画による検討でございますが、ココロン・カフェというどなたでも参加できるグループワークを実施し、9 ページの図にありますとおり施策推進協議会とココロン・カフェがキャッチボールをするような形で検討を進めてきました。8 月までで 12 回開催をし、延べ 643 名の方が参加をされました。これも毎回施策推進協議会の委員に参加をしていただきました。

10 ページに、12 月に開催しましたシンポジウムのことについても載せておりま

す。

次に 11 ページに移りまして、2-4 の事業者等からの意見聴取ですが、事務局におきまして人権擁護等の相談を受けている機関の調査を行いましたほか、12 ページになりますが各種事業者団体などへの訪問を行いました。さらに、13 ページの下になりますが、差別事例の募集の中で比較的事例が多かった団体さんを対象にしてグループインタビューを実施し、現在実施している障害者への配慮の取り組みや課題となっていることなどを伺いながら、差別解消についての意見交換をいたしました。グループインタビューにも、施策推進協議会の委員の皆様にご参加をいただきました。

14 ページに移りまして、これらの取り組みを通じまして差別解消の視点を整理して、(2) に示している論点に沿って条例のあり方について検討を進めていただいたところでございます。

次に 15 ページ、第 2 章、差別解消のあり方のところでございます。

第 2 章につきましては、協議会の検討資料として出しました論点を踏まえたこれまでの議論の整理や法をベースにしまして、前回の協議会でのご議論やココロン・カフェなどで出たご意見を盛り込みました。

これまで委員の皆様からいただいたご意見と、それをどのように反映したかについては、参考資料 1 にまとめております。なお、条例の検討とは直接関係のないご意見につきましては載せておりませんので、ご了承いただきたいと思っております。

第 2 章の下線を引いたところが加筆をしたところでございます。

「はじめに」のところですが、ここは以前も説明しておりますが、(1) にはこれまで障害者保健福祉計画などに基づいて施策等を推進してきたこと、それから(2) は差別の現状について事例募集の結果などを踏まえてまとめておりますが、ここに杉山委員にいただいたご意見ですが、無理解、誤解、偏見に基づく差別だけではなくて、多数派の健常者に合わせて構築されてきたことによる制度的な差別があるのではないかというようなご意見から、「制度、慣習等の社会的障壁に起因する差別」という記載を加えているところでございます。

協議会やココロン・カフェ等でのご意見を踏まえまして、差別解消に必要なことを(4) に整理しました。市民協働で差別解消のための条例をつくることが実効的な差別解消への取り組みにつながっていくということをまとめております。

また(5) のところで独自条例をつくる意義について書き加えております。これは市川委員から独自条例をつくる上での仙台の独自性とは何なのかというのを具体的にすべきではないかというご意見をいただいておりますが、中間報告案の中では主に基本理念、差別解消のための取り組み、紛争解決の仕組みをつくることなどが本市の特徴としてあらわれているのではないかと考えているところです。

17 ページの上の丸のところは、1 番と 2 番のところを条例をつくる際の前文、基本理念、目的に盛り込むべきだということを書いたものでございます。

2 番目以降につきましては、条例のあり方についての考え方をまとめたものでございます。

2 の理念の（1）目指すべき社会像のところでは、佐々木委員からご意見としていただいていた「解り合い、労り合える社会」を追加しました。

それから、（2）の理念のところには、前回の協議会で議論した「障害を理由とする差別は何人もしてはならない」ということを加えました。杉山委員からは、「他の者との平等」を基礎とすることを盛り込んでほしいという意見をいただいております。

それから 18 ページ、（3）の 2 つ目の丸の 2 行目のところ、これも杉山委員からですが、「障害者と障害者でない人の建設的対話を行いながら」のところは、障害者が障害者を差別するケースもあるので、「差別した人と差別された人」という記載の仕方のほうが良いのではないかというご意見をいただいております。

（5）のところは、前回の議論を踏まえまして、女性の障害者に加えて障害児に適切に配慮することを盛り込むべきということを加えております。

それから（6）罰則のところ、18 ページの一番最後の行ですが、著しい差別に対しては罰則を設けるべきとの意見があったこと、それから 19 ページ、4 行目以降、個別法の仕組みがある場合であっても、条例に適切につなぐことを明示するべきではないかというご意見があったこと、また一方で共生社会の実現をする観点から罰則はなじまないというご意見も多くあったということを加えております。本市の条例では、建設的対話を行いながら、相互理解を進めることを重視するべきであって、実効性の確保においては差別事例に対する勧告や公表といった方法が適当ではないかということをご意見の踏まえてここに書いたということでございます。

次に、差別の定義のところでございます。

（1）条例が対象とする障害者のところですが、ここは基本法と差別解消法の定義と同じにするということについて、加えて具体的な説明を入れたところがございます。

（2）差別に該当する行為のところは、久保野委員から意見をいただいたところですが、合理的配慮について「不提供を禁止する」というよりも「提供を拡大していく」ということを重視して、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供を別立てにするべきといったようなご意見がありました。

それから、前回の協議会で不当な差別的取り扱いの表記について検討を行いました。不当な差別的取り扱いのほうがより差別的行為を広く捉えられる表現ではないかというご意見から、不当な差別的取り扱いと表記することが適当ではないかということを書きました。なお、不当な差別的取り扱いについての表現についてもっと議論を深める必要があるのではないかというご意見を杉山委員からいただいております。

（3）は表題のところですが、差別に該当する行為が禁止される相手方という書き方をしていたのですが、少しわかりにくいと思いましたので、主体ごとの差別に

該当する行為の取り扱いという表記に変更しました。

ここでは、2 の（2）のところでもご説明したのですが、何人も差別してはならないということについて理念に盛り込むということを書いております。20 ページ以降です。

それから、事業者については前回のご意見を反映しまして、解消法と同様に不当な差別的取り扱いは禁止、合理的配慮の提供については努力義務とすることを記載しました。

それから、（4）の分野の考え方のところについて、杉山委員からご意見としていただいておりますが、「本人の意思の尊重」「行政」「選挙等」「災害時対応」「結婚・子育て」「文化・スポーツ等」「信仰の自由」「余暇」「性別」といった分野についての考え方を示しているところがございます。「本人の意思の尊重」については、具体的にどの場面を想定するかははっきりしないのですが、「本人の意思の尊重」「結婚・子育て」「信仰の自由」につきましては、当事者による意思決定や当事者間の合意で成立する行為に関する分野であるということ、それから「行政」「選挙等」については障害者差別解消法や個別の行政法によりまして対応が定められている分野であること、それから「文化・スポーツ等」「余暇」については対象となる行為が幅広くて例示が困難である分野であること、それから「災害時対応」「性別」については差別的取り扱いの分野としてではなくて、障害による差別解消において大切にすべき考え方として基本理念に盛り込むべき内容というように考え、先にお示ししていました「福祉サービス」「医療」「商品・サービス提供」「雇用」「教育」「建物・公共交通機関」「不動産取引」「情報・コミュニケーション」とすることが適当であるということを書いております。なお、合理的配慮を受ける際の本人の意思表示などに関することについては、「建物・公共交通機関」「情報・コミュニケーション」のところで記載をしております。なお、このように整理することについて適当かどうかについてのご意見を頂戴できればと思います。

それから 4 番、市・事業者・市民の役割についてですが、市については必要な施策を障害者保健福祉計画に位置づけて、障害者施策推進協議会が進捗管理をしていくことを加えております。なお、市の役割のところ記載をしておりますが、政策形成過程への障害者の参画推進については、条例では差別解消の取り組みの項目に盛り込んであるということで、そちらに入れております。

事業者の役割につきましては、前回の意見を反映しまして、一般的な事業者としての役割を規定するものとして書き加えております。

22 ページに移りまして、これも前回ご議論いただいたのですが、障害当事者の役割について、市民と区分して規定するべきではないということを書き加えました。市民の役割については、杉山委員から長崎の条例にあるような障害者の生活上の困難を軽減するための支援を求めることができる社会環境の実現の寄与を加えたらどうかという意見をいただいているところです。

5 番、差別解消の取り組みでございます。

（１）の啓発の取り組みのところは、多くの委員の皆様からサッカーチームのイベントでのPRというようなものを初め、具体的な取り組みについてもたくさんご意見を頂戴しました。各項目において個別・具体的な施策や事業に関することは各種計画等において検討すべきだということを書いてありますが、このことについて杉山委員から市が結論づけるのではなく、協議会で議論をして決めていただきたいというご意見をいただいておりますが、条例は基本的な取り組みや方向性を示すものでして、社会情勢が変化したりして見直しが必要な場合は見直すということですが、ここに挙げられたものについては具体的な施策として検討すべきという旨の記載をしておりますので、ここについてはご理解をいただきたいというように思います。それから、障害を知られたくない方、みずから発信できない人への配慮についてのご意見もいただいたことを加えております。

（２）理解者・サポーターの養成のところでは、仙台市職員の研修メニューに位置づけることなどのご提案があったことと、これも個別・具体的な施策になりますので、条例に位置づけるというよりは具体的な施策のレベルで検討することを記載しております。

23 ページに移りまして、交流の機会を確保するための取り組みを行うことについては、条例の中に盛り込むこととしまして、ココロン・カフェ等の具体的な施策については前のところと同じように具体的な施策として検討していくことを書いております。

（４）コミュニケーション支援、（５）就労支援のところについても、具体的な取り組みのご提案については施策として検討するというように書いております。

なお、杉山委員から、差別の未然防止、市民に対する理解と関心の増進のシステムの構築についての議論が必要ではないかのご意見もあったところですが、5番の差別解消の取り組みのところはまさにその部分だと考えておりますし、さらに申し上げれば阿部会長からご意見としていただいていた障害理解に関する市民への研修プログラムというのがそれに当たるのではないかと考えておまして、（２）でサポーターの養成というような書き方をしておりますが、ここは阿部会長や条例の会さんからいただいたご意見を踏まえてもう少し踏み込んで書いておいたほうが良いのかなというようにちょっと考えているところでございます。また、好事例の公表、表彰制度などについてもご意見をいただいておりますが、可能性の面からも検討してみたいと思っております。

それから、6の相談支援体制のところでございます。

25 ページ、相談窓口に求められる機能について、いただいたご意見について加えております。杉山委員から不快な対応、ハラスメントについて相談対象とするべきというご意見をいただいておりますが、（５）の8つ目の丸のところはその旨を記載しております。差別に関する相談につきましては、条例には市に対して差別に関する相談ができることを規定を盛り込んで、実施方法等の運用については具体的な施策として市において検討するというように書いております。

26 ページに移りまして、(6) 紛争解決の仕組みのところですが、障害者の人権尊重、仲裁機関のメンバーに関するご意見があったということを書き加えております。この相談体制と紛争解決の仕組みのところについて、杉山委員から協議会においてさらに具体的な議論を深める必要があるのではないかというご意見をいただいております。事務局といたしましては、協議会においては施策の目指すべき方向や条例に盛り込むべき考え方について議論いただいております。具体的な中身や細かな運用の方法については仙台市で検討していくべきものと考えているところでございます。なお、差別に関する相談につきましては、障害者支援のあらゆる相談窓口においてしっかりと受けとめるべきということは協議会やココロン・カフェなどでもご意見をいただいているところであり、中間報告にもその旨を記載し、そのための相談員等への研修や既存の相談支援体制を生かした相談体制の強化が重要であるというように考えております。大坂副会長が委員長を務めておられます自立支援協議会が昨日開催されましたが、その場におきましても差別の問題への自立支援協議会の役割の重要性や、今後取り組んでいくことなどについてお話があり、議論されたところでもあります。具体的な相談体制などについては今後詰めていくわけですが、その内容については施策推進協議会でもご説明をし、ご意見を頂戴することになるのではないかと考えております。

(7) のネットワークづくりのところについては、支援者等とのネットワークづくりが必要という記載になっております。

7 番の条例の名称について、前回の議論の内容につきまして 3 つの観点、1 つは差別を禁止、解消、なくす観点からの名称、2 つ目は条例が目指すべき社会をあらわすという観点からの名称、3 つ目は 1 つ目と 2 つ目を合体させた考え方をしてはどうかというご意見をいただいたこと、それからココロン・カフェにおきましても様々な名前の候補が挙げられましたが、条例名の考え方として多少長くても目指すべき社会に向けてどのような方法で取り組んでいくのかがその名前にあらわれていることが重要なのではないかという意見がありましたので、そのことを書いております。その上で、親しみやすくわかりやすい愛称があるとなお良いという意見も出されたこともあわせて記載いたしました。

8 番、障害の表記でございます。

様々これについてご意見をいただいたところですが、一致するまでに至らなかったこととか、変更する積極的な理由が余り出なかったということで、現在使用している「障害」という書き方が適当であるということに記載しております。なお、条例の名称と障害の表記につきましてもっと議論を深める必要があるのではないかというご意見をいただいておりますので、そこについてもご意見をいただければと思います。

9 番の結びのところは、これまでの取り組みや差別解消における条例の役割、願いのようなものについてまとめたところでございます。かいつまんでご説明をしますと、条例のあり方について諮問を受けた後、様々な取り組みを通じて障害当事者

及び家族を初め、事業者さん、障害のない市民の方と意見交換をする機会を持ったこと。当事者家族からは、嫌な思いをしたりとか、障害について理解を得られなかった、配慮がなくて困ったり、参加の機会が得られなかったりという体験が寄せられました。

一方で、事業者、市民の方々からは、身近に障害のある人がいなくて何に困っているのかわからない、どのように対応したらいいのか不安だといった声が聞かれたこと。障害を理由とする差別をなくすことは、障害者が地域の中で日常生活と社会生活を送る上での大きな課題であり、障害の有無に分け隔てられることなく、「誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、自立した生活を送ることができるまち・仙台」、これは障害者保健福祉計画の基本目標にも出てくるものですが、その実現のためには不可欠だと。障害があっても当たり前で生活できる社会を実現するためには、前提としてあらゆる場面で障害当事者の立場に立って考える視点、障害の特性の正しい理解と合理的配慮の推進が、保健福祉にかかわる支援者だけではなく、地域社会の基盤になることが必要であると。そのためにも、差別解消を進めていくに当たっては差別する者と差別される者という形で切り分けて、これを固定化し、相手方を一方的に避難し制裁を加えようとするものであってはならないと。ココロン・カフェ等の中でも相互理解、対立ではなく一緒に考えていくことの大切さというものが繰り返し挙げられたところである。

市には、共生社会の実現に向け、障害の特性に関する正しい理解が図られ、お互いの状況を理解しながら合理的配慮が推進される、建設的な対話が行われるような土壌づくりを進める責任がある。

障害を理由とする差別解消の取り組みは、障害者差別にとどまらず、多様性を認める社会づくりにもつながるものである。

条例をつくって終わりではなく、市民を巻き込みながら取り組みを継続していくことにこそ意味がある。

この条例が様々な人をつなぎ、地域をつなぐかけ橋となることを願う。

これまでの取り組みを踏まえて、結びということでもとめました。

28 ページ以降が第 2 章の考え方に基きまして条例のあり方をまとめたもの、中間素案でございます。構成としては、前文、目的、定義、基本理念、市、事業者、市民の責務や役割、不当な差別的取り扱いの禁止等、合理的配慮の提供、基本的な施策、差別に関する相談等ということで、まとめております。

それぞれの項目の内容につきましては、第 2 章のところでご説明をしている内容が入っているのですが、今回新たに出てきたのが 30 ページの不当な差別的取り扱いの禁止等です。各分野ごとに示すということで、この具体的なものについては今回初めて見ていただくこととなりますので、ここについてはご意見をいただければと思っております。

事務局
(高橋課長)

次に、資料 5 の今後の進め方についてご覧いただきたいと思います。

1 のところ、この中間報告の取り扱いでございますが、2 つ目の点のところです。第 3 章をパブリックコメントを募集して、参考として第 1 章、第 2 章の内容をつけるというように考えております。

2 の今後の予定でございますが、今日、そして次回の 9 月 15 日にご審議をいただきまして、その後 10 月の中旬から 11 月中旬にかけてパブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんからご意見を頂戴したいというふうに考えております。11 月下旬に協議会にパブリックコメントの結果を報告し、答申案を議論いただき、12 月に最終答申を提出いただくというような予定で考えております。その後、年明け、2 月の第 1 回定例会で条例の提案をするスケジュールで考えております。

なお、議論の進め方につきましても、杉山委員から意見をいただいております。今日お配りした 1 枚目に書いてありますが、中間素案について一つ一つ丁寧に議論をしていただきたいということ、それから条例制定までのスケジュールを見直してほしいというところがございます。本日、中間報告案として皆様にご説明をさせていただきましたが、第 1 章の検討結果にもありますとおり、限られた時間ではあったと思いますが、この間、施策推進協議会委員の皆様にも大変なご協力をいただき、協議会でのご議論だけではなくてココロン・カフェを初め障害者団体の皆様との意見交換会、それから事業者さんとのグループインタビューなど様々な取り組みを通じてご意見を頂戴し、差別解消のあり方について検討をしてきたと考えているところがございます。先ほど結びのところでも書きましたが、この条例はつくって終わりではなくて、つくってからがスタートというように考えているところがございます。ご意見にあるように、これまでの議論の進め方、今後の進め方につきましてさらなるご意見を頂戴できればと思います。

もう一つ、杉山委員から虐待防止についても条例に盛り込むべきではないかというご意見をいただいております。確かに障害者虐待については差別の問題とも密接な部分もありますが、虐待は虐待で非常に大きな重い分野でございますので、差別とは違う切り口から慎重に検討していくことが必要でありますので、これから数回の検討でどうあるべきかということをはっきりさせるのは非常に難しいというように考えております。

また、障害者虐待につきましては非常に緊急性を伴う取り組みでございますので、障害企画課が主幹課となりまして障害者支援課を初め 4 つの専門相談機関や区の保健福祉センターなどと一緒に現に対応しているところがございます。各種対応につきましては、障害者虐待防止法や障害者総合支援法など各種法律に基づいて積極的に取り組んでいるところがございますので、解決にも結びつけているところです。独自の条例というものがなくても十分に対応しているということを最後にお話ししておきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

阿部です。

ただいま（１）の差別事例検討部会における検討状況などについてから（５）の今後の進め方について、差別事例検討部会及び事務局から説明がありました。

ここで、（４）の障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方についての協議に入る前に、約 10 分間休憩をとらせていただきます。次は 19 時 35 分からスタートいたします。

（休憩 10 分）

(4) 障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方について（中間報告）

会 長 時間となりましたので、再開いたします。

（４）の障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方についての協議ですが、本日は資料 4 の 28 ページの第 3 章、障害を理由とする差別の解消を推進するための条例（中間素案）の項目に沿って、1 の前文から順に 9 の差別に関する相談等まで、委員の皆様にご協議いただきたいと思えます。

その前に、杉山委員から提出していただいている資料、昨日の日付が書いてある資料について、皆様のご意見をいただきたいと思えます。右上に 2015 年 8 月 26 日と書いてある資料でございます。8 月 26 日付、「第 5 回仙台市障害者施策推進協議会での意見について」をご覧くださいと思えます。その中から 3 つの点について皆様から順にご意見をいただく予定であります。

まず、1 ページに記載されているものについて、そのまま読み上げさせていただきます。

1. 中間素案は、一つ一つ丁寧な議論をお願いします。
2. 条例制定までのスケジュールの見直しをお願いします。

という意見がございますが、これらについて委員の皆様の意見を承りたいと思えます。まずはこの 2 点について、時間が制約されて申しわけありませんが、意見をいただきたいと思えます。ご発言の際には、先ほどのご発言の際にご留意いただきたい点にご配慮いただきますようお願いいたします。いかがでしょうか。まず 1 ページ目ですね。中間素案は一つ一つ丁寧な議論をお願いしますという条例の会、杉山代表のご意見、それから条例制定までのスケジュールの見直しをお願いしますというこの 2 つについて、今日の進行上お二人位に意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。はい、白江委員、お願いします。

白江委員 一応二つとも同感ですが、しっかりとした議論を重ねていくという意味で、一つ一つ丁寧に議論をしていきたいと思えますし、当然そうなるとスケジュールがしわ寄せになっていくと、それに合わせてどうしても急いでしまう傾向になってしまうので、同感です。

会 長 ありがとうございます。
白江委員からは、この杉山委員の提案のとおりであると、じっくり時間をかけてやるべきだということです。
それから、諸橋委員、お願いいたします。

諸橋委員 私は、中間素案は一つ一つ丁寧な議論というのはその通りかなというように思うんですが、この協議会でのお話、今日中間報告案というのが出されて、本格化したというように思っております。次の9月15日まで、委員としてしっかりその意見をまとめていきたいと思いますが、これからパブリックコメントとか市民的な意見をいただきながら、具体的に煮詰めていく段階に来たのかなと。杉山さんの出された文章を見ると、その中で提案していったほうが良いのではないのかなと。結果的にどうしても文章としてまとまりませんということでスケジュールが崩れるということはあるかもしれないが、一応目安として4月にはスタートさせるという、そういうやはり目標を掲げて進めてきたので、今方法論を議論するよりはむしろ中身をしっかり描いていく、ここだけではなくて市民の意見も含めて、あるいはパブリックコメントの中に我々ももし言い足りないこと、書き足りないことがあったら述べていくという形でまとめていくことが大事なのではないかというように思っています。

絶対スケジュールを守りましょうという、守らなければだめだということではないですが、一応目標なり中身をしっかりこれから、協議会だけではなくてこれまでいろいろな事業者とかあるいは当事者団体から聞いてきて、すごくいいまとめにもなっていると思うので、それを肉付けするような作業をぜひ集中的にこれからやっていきたいというように思いながら、実はさっき聞いていました。

会 長 ありがとうございます。
今回は中間素案ということで、これを私たちの中で議論することはもちろん大事ですが、市民の方々に知っていただくということも大事なことはないかということが前半に少しありました。

また、お二人の意見ございましたが、お二人の意見は違う意見だったので、あとほかの方がいかがでしょうか。大事なことだと思います。どなたかご意見いただけますでしょうか。はい、高橋委員、それから市川委員、まずは結論を先に言ってくださいと早坂委員の要請にもあります、そして述べていただきたいと思います。まず高橋委員、お願いします。それから市川委員、お願いします。

高橋（秀） 仙台市視覚障害者協会の高橋です。
委 員 結論を先に申しますと、諸橋委員の意見に賛成いたします。
やはり障害当事者の議論も大事ですが、いろいろココロン・カフェなどでやっているように、市民を巻き込んでの議論に持っていくというのがこの条例づくりの基

本理念だと思しますので、そちらに力点を置くべきではないかと。そして、条例をつくってからでも議論はどんどん進めていって、より良い条例にしていけばいいのかなというように思って聞いておりました。よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。
 条例をつくってからというのは見直しということも配慮に入れるような仕組みをつくっておくということでもありますよね。ありがとうございます。
 市川委員、お願いします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。
 中間素案は一つ一つ丁寧な議論をお願いしますというのは、それは当然そういうことが必要だろうと思います。さっきどなたか言いましたが、やはりいろいろ表現の仕方であるとか、それから解釈の仕方とか、変わってくるところが多々ありますので、これについてはやはりある意味では先ほど示されたスケジュール案を多少変更することも含めて、やはり一つ一つ丁寧にやったほうが良いと。
 ただ、全体のスケジュールとしては一応年度内に取り決めるという目標は持ちつつ、それでなおかつ我々がその中で足りないところをどうやって詰めていくか、我々のサイドで考えていければよろしいのではないかなと思いますし、余り回数とかに捉われないことができるのであれば私はやり方として、それで最後は合わせられれば合わせるというように考えます。

会 長 ありがとうございます。
 市川委員からは、全体のスケジュールの締めのところを意識しながらも、やはり丁寧にやっていくべきだと。その丁寧の一つを今日はやりますが、どこまでやれるかというのがありますよね。そして場合によっては回数が増えることもやむを得ないのではないかというご意見でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。
 そのようなご意見が出ましたということで、丁寧にやりながら、必要な場合には増やすということでもありました。ただ、委員の皆様からのご意見は一応先ほどの資料 5 の今後の進め方、2 月の定例議会に提出して、成立するような方向でということではよろしいということでしょうか。はい。それを目安に進みましょうということです。はい、ありがとうございます。はい、中村祥子委員、お願いします。

中村（祥）委員 NPO 法人グループゆうの中村と申します。
 期限内にということに関しては、市川さんがおっしゃったように最終のところの目安は持っているべきだと思うのですが、常々ここの中での議論というもの方法論が一方通行で、じっくり何か議論をするのを求めようと思うのですが、時間がないということに縛られていて、余り言うてはいけないのかなとかという雰囲気があるのかと思います。ここで出された意見が、みんながどのように考えているのかとい

う意見交換がやはりもう少しあると、検討したいように納得がいくと思うのですが、そこをご配慮いただければと思います。

会 長 ありがとうございます。

これまでは、意見を言っていたいて、その中で皆さんから後から考えていただく、その都度の結論というよりもまずはいろいろ考えてくることに主体を置きましたが、中村委員がおっしゃいますように、これをきちんと詰めていく議論をしていくべきだというご意見でもありますよね。ただ、中村委員も一応の目的的なことは今のままで、それをしっかり配慮していくというご意見でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、以上の意見があったということでよろしいでしょうか。はい。

このことを踏まえつつまた検討を進めていくということで、事務局、よろしいでしょうか。はい。

では続きまして、もう一つ大事なことは今日いただいた資料の 3 ページ目、虐待防止に関してです。虐待防止について規定を設けるなどについて、先ほど事務局の高橋課長から虐待防止について事務局の考え方もお話ししていただきましたが、このことについて委員の皆様からご意見をいただきます。またご発言の際にご留意いただきたい点、まずは結論を先に言っていたいて、簡潔に中身を説明していただければと思います。先ほど事務局のお話では、虐待防止法に関しましては現実的にもう既に取り組んでいることであるので、この条例の中には盛り込まなくてもよいと考えているという姿勢でしたか。いかがでしょうか。どなたかご意見をいただければ。はい、千葉委員、お願いします。

千葉委員 膠原病友の会の千葉と申します。

虐待防止に関しては、虐待防止条例というのがあるので、虐待という問題は別問題と捉えたほうが良いと思います。

会 長 ありがとうございます。

虐待防止法があるのでということですね。はい。今もそれは行われているので。

あと、どなたか。諸橋委員、お願いします。

諸橋委員 私も、言葉として入れるのはいいとは思いますが、中身までは踏み込まないほうがいいかと思います。高齢者の虐待防止法があったり、児童虐待防止法があったり、障害者虐待防止法があったりと、ただ私高齢者の施設で今仕事をしているのですが、毎日がそのことにかかわることが発生してくるといえるか、入居者の方への言葉がけや、あるいはケアのあり方など、そのことを勉強しながら積み重ねていて、適切なケアというのはどうあるべきだということを学びながら仕事をしているという現場でもあるのですが、むしろこれまでそういうことが障害者の施設や、あるいはその

活動の中で余り触れられてこなかった、学ばれてこなかったというのがすごく問題だったのかなと、高齢者施設に行つてすごく気づかされました。ですので、それはそれとしてやはりしっかりやる、むしろ福祉サービス事業とか障害のある人に対して直接支援をしている人たちがしっかり学ぶべきだと思いますが、この差別禁止の条例に関してはそのようものが大事だという程度の触れ方で十分なのではないかと思ひます。

会 長 ありがとうございます。
お二人からご意見をいただきました。
ほかの皆様から。はい、市川委員、お願いします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。
大体諸橋委員さんの考え方と一緒になのですが、最近特に障害者の施設では虐待ということが問われています。やはり差別的な障害者に対する視点、そういうものがやはり虐待に発展していくということを考えますと、我々はもちろん事業者としてそのための虐待防止法があつて、危惧されたりしていますが、一般の市民の目線で見たときにそれが浸透しているのか、それから市民の方々もそういうものを見たり聞いたりした場合は通報するわけです。義務なわけです。ですから、そのようなことが広まっていないとすれば、先ほど言ったようにそれが差別につながっていくというような一つの捉え方があるのであれば、そのようなこともあるということやはり触れておいたほうが、細かいことはそちらで見て下さいでよろしいのですが、やはり少し関連を持たせて、市民の方々にもそれを知っていただくというのは非常に私は良いのではないかと思ひます。

会 長 ありがとうございます。
虐待防止については、虐待防止法があるが、市民の方々に内容の理解をしていただくためにも少し触れておくほうが良いというのがお二人の意見ということでしょうか。はい、ありがとうございます。
このように意見が出ましたが、事務局から何かありますか。

事務局 (高橋課長) ありがとうございます。
入れるとすると前文のところなどで検討するのかなとは思ひのですが、ただ差別禁止に関する話と虐待の話がうまく組み合わさるといふか、一緒に書けるのかどうか、どのような組み立てにしたら良いのかといふのは少し考えないといけなから思ひます。ただ、そうしたらどうかといふご意見があつたということについては受けとめさせていただきたいと思ひます。

会 長 よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。
はい、市川委員。

- 市川委員 市川でございます。
- 今の高橋課長の最後のところが少し気になったものですから、やはりそういうふうにお考えのところを例えばこういう文章にしてみましたとか、そういうのを次回でも出していただくと大変、それがいいか悪いか、それによって協議会として入れるのかどうかを判断できると思うんですが、いかがでしょうか。
- 会 長 事務局、お願いします。
- 事務局
(高橋課長) 障害企画課、高橋です。
- 前文は重要な文章なので、次回までに文章にするのは、お約束が難しいと思います。ただ、そういうことを盛り込むべきだというご意見があったことについては受けとめたいと思います。
- 会 長 よろしいでしょうか。そのように努めるということで。これから中間素案の検討ですが、素案を受けて今度案として出てくる時間が間もなくですよね、このまま行くと。というような中において検討はするというので、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。
- それでは、これまでのところ杉山委員からのご意見に関してはこのようでした。杉山委員、何かありますか。
- 杉山委員 杉山です。
- 皆さんいろいろありがとうございました。それで、私は今日ここで本当はいろいろ話したいのですが、今日はここに来るまでに電話で福井さんともいろいろと 30 分くらい話して、その後に阿部先生にも電話で話して、今声がガラガラです。それで、結論からするとこのやり方なんです。何を言いたいかというと、昨日私、26 日付で出した資料を持って、自立支援協議会に傍聴に来たもので、そこで福井さんと課長さんに明日話したいから資料を出させてくださいと言ったら、最初はだめだと言われたんですね。ちょうど議論するところでだめだと言われたわけです。それで、悔しくて昨日は一睡もしていません。おかげでここに来て眠くなって頭がぼおっとしています。それで今日の話し合いで高橋課長と福井さんから、昨日はそう言ったけれども、村上部長さんとも話して、福井さんが親身になって話をして、出しますという話になったからそれでいいのですが、その後問題提起でいろいろ話をしました。その後阿部先生とも話をしました。
- それで、私がなぜここで発言しなかったかということ、私ども条例の会としては、これも要望書に書いているのですが、こちらの一方的な話じゃフェアじゃないと。みんなの意見を聞くのがこの協議会だと思っているので、みんなの意見を聞きたいので、意向をしゃべらずとも阿部先生はわかるから、だから今日は発言をあまりし

ないで、みんなの意見を聞こうと思って、今まで話をしなかったのです。傍聴席から、何で杉山さん発言しないんだと思われているような、そういう圧力を感じていますが、そういった理由があるからです。

事務局から参考資料として皆さんの意見を聞いていましたが、相談支援のことにについてはみんなそれぞれ考えて、意見を出しているのですが、事務局の答えが努力します、それしかないです。ここでは大枠な話し合いはするが、突っ込んだ話し合いは吹っ飛ばした意見ですよ。これはこの協議会だけではなく、いろいろな自立支援協議会等でも同じですが、それを繰り返しているだけじゃないですか。それでは何も変わりません。相談支援がこの条例の中でも大事だと思っいろいろな意見を出しています。「それは事務局で検討します」といったのでは、ここで話し合う意味がないと思います。

以上です。

会 長 すみません、これから中間素案、各項目について検討していくんですよね。

杉山委員 はい。

会 長 これから議事の予定としては 28 ページからの第 3 章、それぞれの項目について議論をして、ただこれは拙速にするのではなくてきちんと議論していきましようということで、今委員の皆様からご意見があったところですよ。そこに入っていったほうがいいでしょうか。はい。

では、まずは第 3 章の 28 ページの中間素案についての協議に移りたいと思います。

まず、1 の前文についてご発言をお願いいたします。なお、ご発言の際にご留意いただきたい点については、早坂委員の提案に沿って、まずは結論を言っていただいてからお話ししていただきたいと思います。この前文については、読み上げたほうがよろしいでしょうか。高橋委員、いかがでしょうか。確認のために読み上げたほうがいいでしょうか。

高橋（秀） いえ、大丈夫です。

委 員 早坂委員、いかがでしょう。よろしいですか。

では皆様、これをご確認ください。そしてご意見をお願いいたします。

それでは、早坂委員に伝わるまで時間がかかるときには少しゆっくり目に。通訳の方も大変なときは手を挙げて教えてください。

まずは、1、前文について。これは素案でございますけれども、盛り込むべき内容についても 4 点、高橋委員に確認したところもう既にわかっているから読み上げる必要もない、議論の時間にしてほしいということですよ。ありがとうございます。この盛り込むべき内容の 4 点について。またほかにも盛り込むべき内容がある

のかどうか。それから、先ほどもありましたが、虐待に関連する文言もどのように入るかということで努力はしてみようということでしたが、その辺についてのアドバイスなど、委員の皆様からご意見いただきます。いかがでしょうか。はい、佐々木委員、お願いいたします。

佐々木委員 みやぎ脳外傷友の会七夕の佐々木です。
私はこの4点でいいと思いました。以上です。

会長 ほかの委員、この4点以外にも盛り込むべき内容があるというのであればそれを具体的に言っていただく、または4点の中で要らないものもあるんじゃないかというご意見もあろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。はい、白江委員、お願いいたします。

白江委員 白江です。
多分この中に含まれているとも考えられるのですが、差別の歴史的背景状況というののもあって良いかなというのが一つと、もう一つは先ほどの虐待についてですが、3つ目の「差別が生じている要因」というところに先ほど市川委員からも話がありましたように、イコールではないですが、虐待の背景として差別が要因として考えられると思いますので、ぜひここでは触れていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。
この前文には歴史的背景、それから虐待による差別ということも文章として取り入れるといいということですよ。ありがとうございます。委員の皆さん、よろしいでしょうか。その努力をするということで、あとは出てきたものについてご意見をいただき、議論するというので。ありがとうございます。
一つ一つ詰めてまいります。そしてまた、話の進展によっては1に戻るとということがあったらそのとき戻らせていただくということで、次に2の目的に移らせていただいてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。
進めさせていただきます。次、目的とあります。
条例の目的は「障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現を目指すこと」という趣旨にするということで、盛り込むべき内容が2点ここに記されております。先ほどと同じように、中間案をつくる前の盛り込むべき内容についての確認でございますが、足りないものや、または必要のないものなそがあるか、またはこのときにどのようなことに留意するかということで、目的の中間案を作成する場合について委員の皆様からご意見、ご指摘でございますでしょうか。白江委員、お願いいたします。

白江委員 白江です。

差別をなくすために私は 2 つ大きな段階があると思っています。1 つはまず差別を禁止する、差別はだめなんだと、してはいけないんだということ。2 つ目が差別というのは形になったものだと思うのですが、心の問題としての偏見をなくすというのも、もちろん同時並行で進むのということが必要だと思っており、私の考えがそのまま正しいかどうかは別ですが、偏見という言葉もぜひどこかに入れて、やはり気持ちの問題、心の問題もきちんと見つめていくといいますか、取り組んでいくという意味で、やはり差別禁止をぜひ私は今回は強調していきたいと思っております。以上です。

会 長 白江委員，ありがとうございます。

そのほか、盛り込むべき内容についての確認でございます。偏見と心の壁というものをしっかり入れるべきだと、そしてまた差別禁止ということもきちんと伝わるようにしていくべきだと。また、これは中間案が出てきてからの議論にもなるところではございますよね。その中に盛り込むべき内容として皆様からぜひこういう視点が必要だということなどがありましたらいただきたいと思っております。また、ただいまの白江委員の発言に関して事務局から白江委員に確認することとかがありましたら、事務局から発言願います。よろしいですか。

では、先に進ませていただきながら、また目的についてというのであれば後戻りしても良いということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

次は、定義です。

この条例において用いる用語を定義し、共通の理解を持って条例の解釈ができるようにするというので、4 つ丸がございます。障害者の定義というのは基本法の定義、差別解消法の定義をしっかりとここに入れているところで、また社会的障壁についても言っています。それから、3 番目の丸は不当な差別的取り扱い、4 番目には合理的配慮ということで説明しています。このときに留意することや、またはぜひとも強調しなければいけないこと等、何かございますでしょうか。

これは中間案が出てきてもまた議論になりますが、文章をつくる前にぜひというものがありましたら今入れたほうが、言っていたほうが良いということですよ。はい、市川委員、お願いいたします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。

一番最初の丸の「障害者とは」というところの 3 行目で「相当な制限を受ける状態にあるもの」と、この言い方が少し私、何となく違和感があります。かなり制限を受けないと障害者とは言わないのか、そのような印象を受けてしまうので、だから多少のことは我慢しなさいといった表現になってしまうのではかと少し思います。これは私の考え方だけかもしれないですが、この書き方には少し違和感を感じますので、皆様から何かご意見はありませんか。

会 長 では、皆さんからご意見をと言われました。これは障害者基本法、障害者差別解消法、それから障害者総合支援法も同じ表記をしているところです。それに合わせて事務局もここに記しているところがございますが、委員の皆様からご意見ありませんでしょうか。雇用促進法は少し違うんですが、趣旨は同じです。雇用促進法は違うけれどもほかは 3 つの法律ともみんな同じ文章にしているところになりますよね。いかがでしょうか。畑中委員、お願いいたします。

畑中委員 畑中です。

「相当な制限」の線引きをしたほうが良いと思います。どこからどこまでが「相当な制限」なのか。ほかの法律もこう言っていると言いますが、やはりより明確にさせていただきたいと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。

明確な線引きというご意見が出ました。そのことにつきまして、まず座長がそういうことを言うてはおかしいのかもしれませんが、障害があればとにかく相当な制限があるんだという認識のもとにこれが書いてあるものと私は思っていました。ですので、制限が少ない人をどうかというよりも、障害がある人は相当な制限があるという前提のもとにこれが書いてあるというように自分は理解していたもので、その辺についても含めて委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

高山委員 経営者協会の高山と申します。

今、市川委員から「相当な制限」というと相当な、かなり深刻な制限がないと適用されないのではないかというように受け取られるというご発言がありましたので、そうだとすれば何らかの制限を受けるとかという言い方が一つあるのかと思います。

また、いろいろな障害の種類、程度があると思いますので、何らかの制限、もしくは相応の制限という言い方もあるのかと思って聞いておりました。畑中委員のおっしゃるように、きちんと線引きできれば非常に誰にとってもわかりやすいと思いますが、なかなかいろいろなケースがあるので、難しいとすれば、最大公約数的な言い方で「何らかの」や「相応の」とかという言い方が私としてはどうかなと考えております。

以上です。

会 長 高山委員、ありがとうございます。

また、すみません、ここは障害者の定義ということでありまして、差別に関する様々な適応の範囲ということを行っているわけではありませんよね。この場合は障害者という定義を言っているわけで、それが広い、狭いで差別解消法の適用から外

れますよといったことを言っているわけではない文章でございますが、いかがでしょうか。はい、お願いします、目黒委員。

目黒委員 宮城県自閉症協会が目黒です。
「相当な制限」というのに皆さん引っかかっていると思うのですが、「相当な」という部分を取ればいいと思います。以上です。

会 長 その場合には、「日常生活または社会生活に制限を受ける状態にあるもの」ということになります。いかがでしょうか、この辺について。これはまた文章を整理していく事務局の立場から確認とかありましたら。何かありますか。これは差別解消の条例の適用を受けるところを言っているのではなくて、障害全体に言っていることですよね。はい、諸橋委員。

諸橋委員 いじっていいものかどうかはわかりませんが、一応法律ではこういう表現をしているので、何か読み方として合い当たるといって、要するに障害があることによって制限を受けているという意味合いで私も阿部会長と同じように受けとめていました。ですので、余りいじらないほうが良いのではないかと思います。法律にある文章をそのまま持ってきたということ。

それともう一つ。お話ずらしていいですしょうか。3つ目の丸に「不当な差別的取り扱いとは、障害者に対して正当な理由なく障害を理由をして」とありますが、この中の「正当な理由なく」というのは前にも何度か出てきて私引っかかっていたのですが、要らないのではないかと思います。少し話をずらしてしまっ、すみません。

会 長 ありがとうございます。
では、最初の丸のところについてはまた事務局が案をつくって、皆さんに議論していただく。この定義の大きな趣旨は、一つは障害及び社会的障壁が相当な制限をもたらすものだよということを言っている文章だと私思っていたので、これはまた皆さんから事務局案をもとに解釈していただきたいと思います。機能障害だけではなくて社会的障壁が相当な暮らしづらさをもたらしているということを行っているものであって、差別の対象となるとかならないではないように読んでおりましたので、これもまた事務局がただいま委員の皆様からいただいたご意見をもとに案をつくったときに議論していただくということによろしいでしょうか。何かこの辺についてありますか。はい、佐々木委員、お願いします。

佐々木委員 みやぎ脳外傷友の会七夕の佐々木です。
すごくわかりやすく言うと、名前を出して申しわけないのですが、橋浦委員も相当な制限を受けている人の1人で、見た感じやお話をされる内容など、その度合い

や能力ではなく、やはり生活をしていく上で障壁があるということ、いろいろな制限があるということの意味で、阿部会長がおっしゃっていることや諸橋委員がおっしゃっていることはそのようなことではないかと思しますので、相当な制限と逆に認めていかないと障害を持って生きづらさを持っているという表現にならないので、この表現で私は良いのではないかと思います。

会 長 委員の皆様、いかがでしょうか。これは機能障害だけではなくて社会的障壁が相当な制限をもたらしているものだという文章ですよ。という理解でいかがでしょうか。白江委員、お願いします。

白江委員 白江です。

同じ意見ですが、私の意見も阿部会長がおっしゃるとおりで、ここをいじってしまうと多分前提がまた変わってくるような気がしますので、ここはこのままで私はいいと思います。

会 長 ただし、差別の対象となるところでは軽い重いではなくて相当な差別だけが対象になるのではないということを確認するような文章をしっかりといただくということとで。
市川委員、お願いします。

市川委員 市川でございます。

何か私が言ったことでいろいろな議論になって、大変ご迷惑をおかけしているような感じがしますが、阿部会長さんがおっしゃるようなこと、障害があるためにそれによって制限を受けているという意味でも相当だということは理解できましたので、この文言を直すか直さないかはこちらの的には重視していませんので、そういう理解でわかりました。

会 長 ただし、市川委員、それから畑中委員、高山委員からご心配いただきましたように、差別というのが大きくなければ小さいものを我慢しろではないんだということがしっかりわかるように記すということは大事なことです。そのようなことでよろしいでしょうか。はい、白江委員、お願いします。

白江委員 白江です。

ここはこれでよろしいかと思うのですが、もしできた後、きちんとやはり解釈とか説明とかも入れていかないとわかりにくいと思いますので、それだけつけ加えます。

会 長 白江委員、ありがとうございます。
はい、お願いします。

橋浦委員

みやぎ脳外傷友の会の橋浦でございます。

今の議論についてですが、その一段上に「障害者とは身体障害、知的障害、精神障害」と書いてあります。私は何度もお話ししているように高次脳機能障害ということで、精神障害に入ります。実は今もう 7 年、8 年たったので精神障害という言葉方は全然抵抗もないですし、精神障害者福祉手帳をいただいております。ただ、最初に「あなた精神障害だよ」と言われたときのショックというのは、実はいまだに覚えてまして、ですから病名として精神障害という認識と、一般の方が思っている精神障害という認識は実はかなり乖離があるような気がします。こういう言い方をすると少し語弊があるかもしれませんが、子どものころに「おまえそんなことで騒いでいると近くの精神病院入れちゃうぞ」みたいな、鉄格子の、そういうところに、それが良いか悪いかというのは別にしまして、そのような認識は少なからずあるのかなと。今ここにいる方たちはもうこういう病名だとか云々ということにかかわっていらっしゃるので、特に何の抵抗もなくぱぱっと読まれると思いますが、私も今そうですが、実際これが公の文章になるか何かしたときに、ではどうしたらいいのと言われてもわからないですが、例えば市として違う言い方をしたほうがいいのか、それともこのままでいいのかわからないんですが、何となく少し抵抗を感じるというのが事実でございます。以上です。

会長

ありがとうございます。

橋浦委員からのお話は、精神障害の方に対する偏見や差別というか、思い込みというイメージのところも解消すべきですよ。だからこそその障害理解というのをしっかり取り組んでいく必要があるという理解でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それから、すみません、諸橋委員から 3 つ目の丸のところ「正当な理由なく」というのは要らないのではないかというご意見も出ましたが、いかがでしょうか。はい、千葉委員、お願いいたします。

千葉委員

膠原病患者会の千葉と申します。

この「正当な理由」ということが入っていないと、一般的な社会生活を送っていく上で、例えば私も小さな事業をやっておりましたが、この理由がなくなると全て受け入れるということになってしまうわけです。その全てを受け入れるということになると、弱小の中小の企業の中にはそれに対応していかなければならないというような、財政的な負担が絶対的に出てくると思うのです。だから、その正当な理由というのは、その店などの個性・規模に対しても全ての方が受け入れられなければいけないということで幅広く捉えてしまうと、やはり世の中が少し、一瞬経済活動が止まってしまうような感じがするので、ちょっとこれはこのままの文面でもよろしいのではないかと思います。以上です。

- 会 長 ありがとうございます。
 はい、諸橋委員、お願いします。
- 諸 橋 委 員 諸橋です。
 わかりました。合理的な配慮の関係でこの「正当な理由なく」というのが入っているのですよね。はい、わかりました。
- 会 長 よろしいでしょうか。
 では、この「正当な理由なく」というところはそのままということで。はい。
 そのほか、いかがでしょうか。はい、事務局、お願いします。
- 事 務 局
(高橋課長) 障害企画課、高橋です。
 今の不当な差別的取り扱いの「正当な理由なく」は、合理的配慮ではなくて、積極的改善措置ということで障害のある人を引き上げるようなものについては正当な理由があるということで、それについてのただし書きというように理解しております。ですので、それがなくなってしまうと障害があるゆえに普通のと言ったら適切な表現ではないかもしれませんが、障害がない人よりも不利な立場にある方を引き上げるようなものがあるのですが、それについても否定するようなことになるので、それを示すための正当な理由なくということと理解しております。
- 会 長 「正当な理由なく」という文言は大事だというご指摘ですよね。それで今も諸橋委員がそうだということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。
 では、ひとまず 4 番目に行って検討して、3 番目は、また必要なときには戻ってきてということをお願いいたします。
 4 番目は基本理念です。
 障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を実現することを目的として、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次のとおりの趣旨の基本理念を定めるということで、6 つあります。この内容、基本理念についてこれで十分か、または必要ないものもあるのかどうかも含めて、ご意見をいただきたいと思います。これはこれまでのご意見を踏まえて入ってきたところでもあります。はい、桔梗委員、お願いいたします。
- 桔 梗 委 員 株式会社ジョイヤの桔梗です。
 意見ではなく質問です。障害者に関する雇用や、先ほど自立支援法の基本のの文言になぞらえてというような阿部会長からのご意見があり、またその定義のところの議論でもその言葉になぞらえてというような表現がありました。私はその他の障害者の法律に関する文言というのはほとんどわからないので、ここで基本理念に

ついても、もしくはその他の話を進めるに当たっても、障害にかかわるほかの法律になぞらえて書かれている文言があれば、その都度教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

会 長 また事務局からお話ししていただくかもしれませんが、そもそもがすみません、障害者の権利条約を締結するという取り組みの中で、これは 2006 年の 12 月に国連総会で決議されたのですが、これを結ぶかどうかの検討がずっとありまして、そして 2009 年から 5 年間、ほかの国はまずは締結しましょう、条約は結んで、ということはあったんですけども、日本の場合にはその条約の趣旨に照らし合わせて、権利条約でありますので、権利侵害行為を防止する、禁止するという事で差別解消につながるということで今につながった流れの中での検討です。そしてまた、これを受けまして、ようやく幾つかの法律が改正されて、または誕生しまして、昨年の 1 月 20 日に国連の事務総長にその締結ということの趣旨で締結されました。ただし、権利条約が締結されたからといって全ての法律、制度が大丈夫ということではないので、さらにこれからも検討していくが、そのとき大事なはこの差別禁止、つまり権利侵害行為を防ぐという趣旨はただの言葉の理念だけでは不十分で、障害者基本法のところには障害者差別の禁止とあるのですが、基本法は理念、考え方だけなので、それを具体的にするために差別解消法ができて、そしてそれを、これはとても大事なことです。これをもっと身近な地域の中で多くの、皆さん異論があるかもしれませんが住民の方を巻き込む大きな強力な手段として活用していくための条例づくりにならっているのかと思っていたところで、その趣旨に入ったようなことがあります。ただし、今桔梗委員からありましたが、例えば下から 2 番目の丸にあります障害のある女性について、または児童についてということについては、権利条約を踏まえて障害者基本法を策定するときに議論はあったけれども盛り込まれなかったことです。議論があっても盛り込まれなかった、課題として残ったことについては、これは条例の会からの指摘も踏まえて、委員の皆様からの指摘も踏まえて、法律にはないのだけれども条例にはしっかり盛り込むべきではないか。ほかの条例ではたしか京都府が盛り込んでいるところ。全ての条例では入っているところではありません。

それから、被災した私たちの地域ですので、災害時のこと、6 番目の丸はしっかり盛り込もうと、これも委員の皆様または多くの皆様からのご指摘があって盛り込まれたように思います。そのようなことです。どうでしょうか、杉山委員、この辺のところでの私の理解でよろしいのかどうかも含めてお願いしたいと思います。よろしいですか。そして、下の 2 つは条例の会も非常に大事だと言ってきたことです。

はい。桔梗委員お願いします。

桔 梗 委 員 株式会社ジョイヤの桔梗です。

すみません、今質問させていただいていた趣旨と少し違うかと思いましたので、

申しわけございません。大変経緯を含めて丁寧なご説明とご意見ありがとうございました。不勉強なもので、私が確認しておきたかったのは、障害に関わるいろいろな法律があるとのことで、先ほど定義や目的のところ「ほかの法律になぞらえてこのような言葉をしています」という説明があったときに、私はその法律の内容、条文を不勉強で理解していなかったの、それになぞらえて「相当な」とか「正当な理由なく」という言葉の一つ一つを、丁寧に検討したばかりだと思うんですが、いかんせんもともと言葉があって、それをここに入れて書かれているのというように検討も踏まえて、ここは仙台市なので仙台市らしい条文をつくるということやってきてはいるけれども、そうは言ってもその前に別な法律でもこの言葉を使っているのというような、半ば保守的にも感じるけれども、逆にその言葉を大事にしようというところで結びがあって今基本理念に来たところでしたので、ほかの法律もしくは条例になぞらえて書かれている言葉がこの中にあるとすれば、まずそれはどれなのか教えていただきたいという質問でした。

会 長 では、1 番目の丸と 2 番目の丸がしっかり捉えられています。それから 3 番目と 4 番目も趣旨と言え法律にある内容です。5 番目、6 番目はほかにありませんので、ここに加わっていることだと思います。ただ、これについても私の理解がそうなので、事務局、確認をお願いします。条例の会の杉山委員、申し訳ありませんでした。

事 務 局
(高橋課長) そのものずばりといった感じで持ってきているのは、1 つ目のところでは基本法のところから持ってきています。あと、ほかのところは先生からのお話のように条約やほかの条例を参考にさせていただいたり、参考にはさせていただいていますがオリジナルな感じで、皆さんからいただいた意見をもとにつくったものです。参考にしているの多少似ているところはあるかとは思いますが、引用というようなことではなく参考にしてつくったということです。

会 長 よろしいでしょうか。はい。

桔 梗 委 員 ありがとうございます。すみません、このような説明で 5 番、6 番も同じようになぞらえてまず説明をいただいてから進めていただくと非常に理解が深まりますので、よろしく願いいたします。

会 長 わかりました。
では、4 番目の基本理念につきまして。はい、市川委員、お願いします。

市 川 委 員 共生福祉会の市川でございます。
4 つ目の丸のところ、これは杉山委員から出ていた表現に関係することについて

てですが、「障害者と障害者でない人」という言い方が、それだけではないのではないかと、杉山委員のご意見もあって、確かに私もそう思うのですが、これは基本的には大きな項目ですので、そういうイベント等で別な表記、方法を考えてみるのはどうなのか、確認したいと思います。

杉山委員のご意見ではそう書いています。どうなのでしょう。

会 長 事務局，いかがでしょうか。

事 務 局 障害企画課，高橋です。

(高橋課長)

先ほどの杉山委員からの意見のところは、18 ページの（3）の丸の 2 つ目のところで「障害者と障害者でない人とが建設的対話を行いながら」というように書いてあるのが、「差別をした人とされた人が」というように書いたほうが、障害者同士での差別もあり得るので、直したほうが良いのではないのでしょうかというご意見があったところ。第 3 章のところだと、「差別をした人と差別をされた人が」というように書いたときに、文章的にどうなのかなというのは少し考えたいと思いますが、そこを少し検討したいと思います。ただ、「障害者と障害者でない人とが相互理解」、その「相互理解」はある、ない人同士の相互理解だけではなく、障害がある人同士もそれはもちろん理解をしなければいけないということなので、そこがあらわれるような文章に検討したいと思います。

会 長 目黒委員，お願いします。

目黒委員 宮城県自閉症協会が目黒です。

基本理念の 4 番目のところのお話で、少しわからないのですが、「障害者が地域で安心して暮らし続けていけるよう、市民同士が」というようにしてはどうしていけないのかわからないです。「市民同士が相互理解を促進していくことが大切である」でも良いのではないかと思うのですが、市民の中に障害者と障害者でない人が入っているわけですので、それでも良いのではないかと思います。そうでなくてわざわざこのように書くのはなぜなのでしょう。

会 長 はい，事務局。

事 務 局 障害企画課，高橋です。

(高橋課長)

今の目黒委員のご意見も踏まえて、改めて考えたいと思います。

会 長 ありがとうございます。

はい，白江委員，お願いします。

白江委員 白江です。

先ほど一番上の丸は基本法からとられたとおっしゃいましたよね。基本法の主語

は「全ての人々」だったと思います。今手元がないので正確には思い出せませんが、「障害者でない人と等しく」や「障害の有無にかかわらず」ではなく、この基本法の議論で「全ての人々」を主語にしたというのは非常に高く評価していて、この条例が、障害を持った、あるいは障害をこうむっているというか、そういう立場にある方だけではなく、全ての市民にそういった尊厳と基本的な権利があるんだということをやはり高らかにうたってほしいという期待もある。この主語について、基本法から持ってこられたのであればそこはおそらく違うのではないかと思いますし、「全ての市民」などに変えられたほうがよろしいのではないかと思います。

会 長 ありがとうございます。
 事務局、お願いします。

事 務 局 障害企画課、高橋です。
(高橋課長) ここはそのままそっくり持ってきたわけではなく、少しアレンジをしているところなので、白江さんからいただいたご意見も検討したいと思います。

会 長 ありがとうございます。
 そのほか。はい、坂井委員、お願いします。

坂 井 委 員 坂井です。
 一番最後の災害時における条文ですが、その言葉尻と言うかわからないのですが、「災害時における障害者の安全を確保するため、地域における支援体制の整備が図られること」と書いてあるんですが、少し言葉的におかしいかなと。例えば言葉を変えていけば「支援体制の確立が図られること」まで、また、最後のほう、「支援活動が行われるべきであること」と書いてあるのですが、この「べき」と言わないほうがニュアンス的にどうでしょうか。なので、私単純に考えると「実施されること」とそこを変えてみたらどうかなと。これはその前の文の女性のほうにも「なされるべき」と書いてありますが、少しニュアンス的に違うのかなと思いました。以上です。

会 長 では、そのような表現を事務局が配慮し、次提出してまたご意見をいただくということでもよろしいでしょうか。
 ということで、基本理念についてはよろしいでしょうか。
 では、5 番目に移らせていただきます。
 市、事業者、市民の責務や役割。共生社会の実現に向けて、市、事業者、市民が果たすべき役割を明らかにするため、次のとおりの趣旨の責務や役割を定めると。桔梗委員のお話もありましたので、この辺のところの出典等について、もしそのものがあるのであればですよね。まず事務局から説明願います。

事務局
(高橋課長) 障害企画課，高橋です。
この部分については，いろいろなものを見ながらオリジナルにつくったものです。

会長 このところの 3 つの盛り込むべき取り組みについて，いかがでしょうか。加えておくこと，これの案ができたときもまた議論するということでありますが，今の時点で何かございますでしょうか。よろしいですか。まず進めさせていただいて，9 まで今日行けるかどうか，行けなければもう一回余計に別な機会をつくらなければいけないということもあります。しかしやはり 9 時を過ぎたら大変ですよ皆さん。一応目安に，進まなかった場合にはまた皆さんとスケジュールを調整するというところでよろしいでしょうか。

次の 6，これまで議論をしっかりとこなかったところだということで，事務局から説明があったところでもありますよね。今日しっかりしなければいけない。不当な差別的取り扱いの禁止等。障害を理由とする差別の解消を推進していくため，禁止される差別に該当する行為を次のとおりとするということで，これを確認していただきながら，これは条例の会の提案ではもっとあったのですが，それについてこの幾つかのところに絞り込んだ内容についても事務局から先ほど説明があったところでもあります。それも踏まえてご議論いただければと思います。足りないもの，必要でないもの。6 では，不当な差別的取り扱いの禁止等ということで，31 ページまで行っています。はい，諸橋委員，お願いします。

諸橋委員 ここをどうのこうのということではないのですが，先ほどの障害がある人となない人のトラブルに対した場合などもそうですし，真ん中辺に書かれている教育のことなども非常に論議しなければならない，深めなければいけない事柄なのかなと。例えば，先ほどの健常者と障害者であれば，障害者はそれを正す権利がないのかといったことや，あるいは教育であれば学校は選べないのかなど，非常に問題になっているところかと思しますので，そういうものを条文化したときに，どのような表現になるのかということや，あるいは文章なんかを皆さん出しながら論議したほうが良いのではないかと，読んでいて思いました。非常にそういう意味でどのような立場，観点から見るとかによって随分違いが出てくるかとも思しますので，できたらまとめて，私も書きたいと思えますし，これからの進め方もそうですが，少し具体的な内容というか，考えてみたい中身にも入ってくるので，できたら意見もこの場でというよりは例えば文章なりという形で表明していく形にしたほうがわかりやすいかなというか，言いやすいかなと思ったので発言させてもらいました。

会長 ここで発言するだけではなく，または文章でもということで，それが案づくりの

ときに反映するようになってほしいというご意見ですよね。

はい、桔梗委員，お願いいたします。

桔 梗 委 員

株式会社ジョイヤの桔梗です。

今、諸橋委員から、また一番最初の今日の説明の中にもありましたが、時間も足りないことがあるかと思えます。その今までの経緯から、皆さんの中から寄せられたことに対すること、仙台市がそれを受けて本市の考え方というようにまとめているものが参考資料にあります。これを少し拝見していて、私個人的に少し違和感があったので、それも踏まえて感じているものをお話しさせていただくと、やはり先ほど中村祥子委員もおっしゃいましたが、ものを考えていく思考の中での討議、討論というものが、私たちの協議会の中、委員同士でもう少し深めるということよりは、また紙面でこのように出ているということを次回の会議のときにここで討論するというよりは、どちらかというこの資料を見ても市から回答をもらってどうのこうのしたという、協議会バーサス市になっているような、事務局になっているような感覚があり、実はそれが私の違和感だったなと非常に感じております。それで、この文言を見ても、それに対する回答という形で市が回答していますが、一つ「ご意見として賜りました」という表現が非常に私は違和感がありまして、市が賜っても仕方がないというか、ここで討論されなければ意味がないのではないかと非常に考えていて、今諸橋委員がおっしゃられたのももっともではあるのですが、もっと積極的な、画期的な討論ができるシステムをもう少し考えないといけないかと。会議が終わって時間が足りないから意見を集約し、それに対して事務局からの意見があったというものではない形で進めていただきたいなと思えます。

会 長

そのときにこうすべきとかというのがもしありましたらお願いします。

桔 梗 委 員

すみません、あったらいいのですが、今私の中では少しそれに対する代案というものが提案できないところです。ですので、もしも皆様から寄せられた意見をこのように整理して集約されるのであれば、条例をつくるころの目標期間というのを定められているところは私も賛成でございますが、先ほど市川委員もおっしゃいましたがこの協議会の議論、やはり丁寧な議論をするためには回数が増えることもやぶさかではないのかなと考えるので、それは可能な限りで。私たち協議会は仙台市と対話しているわけではないので、その辺は仕組みも、皆さんのほうからの意見も聞きたいですし、もう少しここを丁寧にさせていただけると良いかと感じております。よろしくお願いします。

会 長

ありがとうございます。

事務局は皆さんの意見をまとめてきたとは言いながら、そのやりとりの中でもっと丁寧にする必要がある、やりとりというか議論をということで、今日は9時にも

なってきましたし、今日 9 つまでやることはもう不可能ではないのかと思います。また特に大事なのがこの 6 だということもあります。

それでは最後の意見ということで、いかがでしょうか。

はい、桔梗委員，簡潔にお願いします。

桔 梗 委 員

すみません，株式会社ジョイヤの桔梗です。

まだ議論が続くかどうかわからないのですが，5 番のところで一つ意見を言わせてください。

29 ページ，5 番の市と事業者，市民の責務や役割のところ，このオリジナルの文言を読んでいくと，一番上は市について，2 番目は事業者について，3 番目は市民について書かれているのですが，一番上の言葉を読んでいくと，市に対して書かれていることは施策を計画的に実施することということで役割だけが載っているのですが，少しこの役割についても違うかなと。

2 番目の事業者というところは，では誰に向けてとなると，対市と事業者間での内容が書かれていて，一番最後の市民となると，市民と障害者と市との関係性において書かれていて，それぞれが市と事業者と市民の責務や役割というところでこの協議会では討議してきたはずなのに，誰とという相手に関しては市は市だけの単独になっているし，事業者というところは事業者と市というような 2 者，市民になってようやく 3 者というような書き方の表現になっているので，どの節でも 3 者間の表現をするのであれば，それを一律な表現にまとめていただくとか，一番上のところで先ほども言いましたように市に関しては施策を計画的に実施するというような議論だけで私たちの討議は終わっていないはずなので，その辺の言葉も責務と役割というところには盛り込んでいくというところをまず主体的に考えていただきながら，次の言葉をまた考えていただいて討議をするというところの討場をつくっていただければと思います。よろしくお願いします。

会 長

ご指摘ありがとうございます。また，その中で桔梗委員がこのようにしたらいいかというのも，先ほど諸橋委員も文章でとありましたが，それもあわせてよろしくお願いします。

ということで，間もなく 9 時になろうとしていますので，これ全てを急いでやることはやめましょうということで，今日は委員の皆様と話し合ってきたところでございます。今の時間が限度かと思うのですが，皆さんいかがでしょうか。今日はここまでとさせていただきますということで。はい，それでは最後として中村祥子委員，お願いします。

中 村（ 祥 ）
委 員

議長の姿勢なのですが，議長は私たち委員のまとめ役であって，ということであると，例えば 1 人の意見をお聞きになったときに皆さんいかがでしょうかという問いかけがないので，多分みんなが意見を言えないんですね。ですので，そのような

位置づけであるということをご認識いただければ、もう少し意見が出るかと思えます。

それから副会長、大坂先生は意見が全く言えない立場であるのか、それとも言うてもいいのか、そこら辺のところ、1人の委員としてもつたいないと思えます。それから代案がなければ意見が言えないという雰囲気にするのではなく、議論の方法も皆さんどうですかという方法で編み出していくというのでもありだと思えます。実はとても難しいことなので、必ずしも独自の意見とか代案を持ってここに臨めるという委員は少ないのではないかと思うのです。ですので、1人の人のご意見に対して「ああ、そうなのか」という気づきが広がり、そこから議論がなされていくというようにすると、より良い意見になると思うのですが、少しその点が不足しているところということで、皆さん少し困っていると思えます。

会 長 どうも申しわけありません。では、そのようなことに留意して、今日はとにかく時間的には無理がありますので、まず日程調整も含めてここで私のほうの進行は一旦切らせていただいて、事務局にお戻ししたいと思います。お願いします。

(6) その他

事務局 (高橋課長) まず、次回の日程につきましては9月15日ということで、今後の進め方のところでもご案内しておりましたので、その日程で開催したいと思います。また、9月の末位にもう一回入れるような方向で日程の調整をいたします。改めてご連絡いたしますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど紙でまとめたものについてどうなのかというご意見がありましたが、今日この場ではなかなか出しにくいものについてはぜひ委員の考えをまとめていただくというような趣旨からも、紙をまとめていただいて、ご準備いただくと次にスムーズに議論もできるのではないかと考えておりますので、お願ひしたいと思います。

それから、先ほど杉山委員のほうから昨日意見を提出した際のことのお話がありました。事前に1枚紙で丁寧に、議論してほしいということとスケジュールについて見直しをしてほしいということについての意見いただいていたので、それについて皆さんにご意見をいただきたいということで、いろいろ準備を進めておりました。阿部会長、大坂副会長にもこういうご意見が出ているのでどうしようということ、相談をしながら、ではこのように議論をしましょうかということで準備をしてきておりました。そこで昨日の自立支援協議会が終わった後、条例の会の中で夜遅くまで議論をしてまとめてきたということで杉山委員が今日お出しした資料を見せてくださいました。準備もして、先の2つのことだけでもかなり議論を呼ぶ内容だなと思っていたところに、さらに7枚の紙がぱっと出てきたので、非常にびっくりしまして、これを明日そのまま出してしまったらどうなってしまうのかなと思ひ、少しそのことを杉山委員に言ったのであって、だめと言ったわけではな

いです。明日これをそのまま出すのは無理かなということをやったのですが、これは杉山さんたちの意見として出てきたものなので、それを事務局としてとめる理由はないですし、席上でお話しいただくことと同じなので。ただ、量もたくさんありましたので、杉山委員のほうからずっと説明していただくとなると、皆さんと議論する上で少しどうなのかなということの思い、部長初め上司にもどのように進めたら良いかということで相談をし、私のほうから通して説明をするときに、ここでこのような意見をいただいているというようにすると。いただいた意見については反映すべき意見もたくさんありましたので、それも説明しながらやっていくと、皆さんからもご意見をもらいやすいのかと思い、それで今日の説明ということになりました。ただ、杉山さんには非常に不快な思いをさせてしまったのは大変申しわけなかったと思います。

また、条例についてスケジュールを見据えながらということで、丁寧に議論をしましょうという方向は今日確認をされましたので、そこについてはそれを踏まえて皆さんで議論を進めていけたらと思っているところです。

ただ、4月の法の施行に合わせて条例をスタートさせるというところについては、世の中の流れにも沿ったような形で注目をしていただきながら進められるのではないかと考えていますので、4月にスタートしたいというところは大事にしたいと思っています。検討の経過のところでもご説明をしましたが、これまで施策推進協議会の委員の皆様には非常に様々な場にご出席をしていただいて、ご負担をかけているところではないかなと考えているところです。非常に大事な議論であるので、負担とかそういうことを言っている場合ではないということはおわかりですが、しかしそういうところもいろいろ考えながら議論というのは進めていかないといけないのではないかと思います。今回改めて皆様とご確認できたので、良かったというようには思いますし、またスケジュールありきというわけではないのですが、やはりタイミングというものもあるのだと思います。よりよいタイミングで仙台市の条例がスタートできたというのが事務局の気持ちでございますので、お伝えしたいと思います。

(5) 閉 会

署名人

桔 梗 美 紀

